研究支援員へのノートパソコン貸出要項

1　目的

ダイバーシティ推進室が実施している研究支援員制度の採択を受け、研究支援員を雇用している研究者の利便性を考慮し、当該研究支援員が業務上使用するためのノートパソコンを貸し出すことにより、研究支援員制度の充実を図ることを目的とする。

2　貸出利用対象者

ノートパソコン貸出の利用対象となるのは、ダイバーシティ推進室の実施する研究支援員制度に採択され、研究支援員を雇用の上、当該研究支援員にパソコンを必要とする業務を行わせている又は行わせる予定である研究者とし、ダイバーシティ推進室長が認めた者とする。

3　利用者の募集と決定

（1）ノートパソコンの貸出を希望する者は、研究支援員制度の申請と同時に申請する。

（2）利用者の決定については、申請内容を総合的に考慮して、ダイバーシティ推進室長が決定する。

ただし、利用希望者が多数の場合、ダイバーシティ推進室において抽選の上、利用者を決定する。

4　ノートパソコンの貸出期間

（1）貸出期間は、原則1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

（2）ただし、当該期間中に利用者が研究支援員制度の資格要件を失った場合や、研究支援員に行わせていたパソコンを使用した業務が終了した場合は、速やかにダイバーシティ推進室に返却すること。また、産前産後休暇、育児休業及び介護休業により一時的に資格要件を失った場合のうち、当該年度内に研究を再開できる場合には、再開時より引き続き使用できるものとする。

5　返却時の注意点

（1）業務で使用するソフトのインストールは自由とするが、パソコン返却時には、利用者がインストールしたソフトや保存データは全て削除し、貸出前の状態に戻すこと。

6　利用上の注意点

（1）**他人への又貸しは認めない。必ず、借り受けた利用者が雇用する研究支援員に使用させ、期限内に返却すること。**

（2）機器の取り扱いや保管には十分注意すること。紛失・盗難や水、高温、落下などによる故障には十分注意すること。また、不当な修理・改造は行わないこと。

（3）紛失・盗難の場合や、メーカー保証の無料修理ができない故障の場合、利用者とダイバーシティ推進室が協議の上、当該部分の弁償、または現物の弁償をして頂く場合があること。

また、紛失・盗難・破損・その他の場合について、悪質と判断した場合は、以後の貸出を行わない場合があること。

（4）ファイル交換ソフトなどデータ流出の危険があるソフトのインストール及び利用を行わないこと。また、基本ソフト、利用前から本体にインストールされているソフトウェア等には、セキュリティパッチをあて、常に最新状態に更新するなど、安全性の向上につとめること。

（5）貸し出したノートパソコン上でのデータは、利用者の責任において管理し、他者の個人情報に係るデータの保存には十分に注意すること。